

釧路市音別町社会福社会館使用申請書

令和 年 月 日

釧路市音別町社会福社会館指定管理者
社会福祉法人 釧路市社会福祉協議会 会長 あて

申請書	住所	
	氏名	

下記のとおり釧路市音別町社会福社会館を使用したいので、承認くださるよう申請いたします。

記

使用目的					
使用日時					
使用予定人員	人	入場料の有無		有(1人 円) ・ 無	
特別設備設置状況	有 ・ 無		使用料減免		有 ・ 無
使用施設					
区分	6月1日～9月30日		10月1日～5月31日		備考
	昼間 9時～17時	夜間 17時～22時	昼間 9時～17時	夜間 17時～22時	
会議室(A)	1,380円	970円	1,780円	1,250円	昼間の半日 使用の場合 は半額
会議室(B)	820円	560円	1,060円	720円	
会議室(C)	820円	560円	1,060円	720円	
和室	690円	400円	900円	510円	
町内会が 使用の場合	音別町本町1丁目町内会、音別町本町2丁目町内会、音別町本町3丁目町内会が使用する場合は、各町内会月額1,320円の額				
営利目的使用	上記表の3倍の額				

上記のとおり許可します。ただし裏面の事項を遵守してください。

令和 年 月 日

釧路市音別町社会福社会館指定管理者
社会福祉法人釧路市社会福祉協議会 会長

決 裁	支所長	係長	主事	担当

受 付	
--------	--

(裏面)

1. 使用者はこの許可証に記載された事項以外は使用できません。
2. 使用者において使用事項を変更するときは改めて許可を受けてください。
3. 使用時間を特に遵守すること、時間の延長は原則として認めません。
4. 使用にあたっては係員立会のうえ設備器具等の引継ぎを受けて、使用後は現状に回復して清掃後早急に返還してください。
5. その他、釧路市音別町社会福祉会館条例を守ってください。